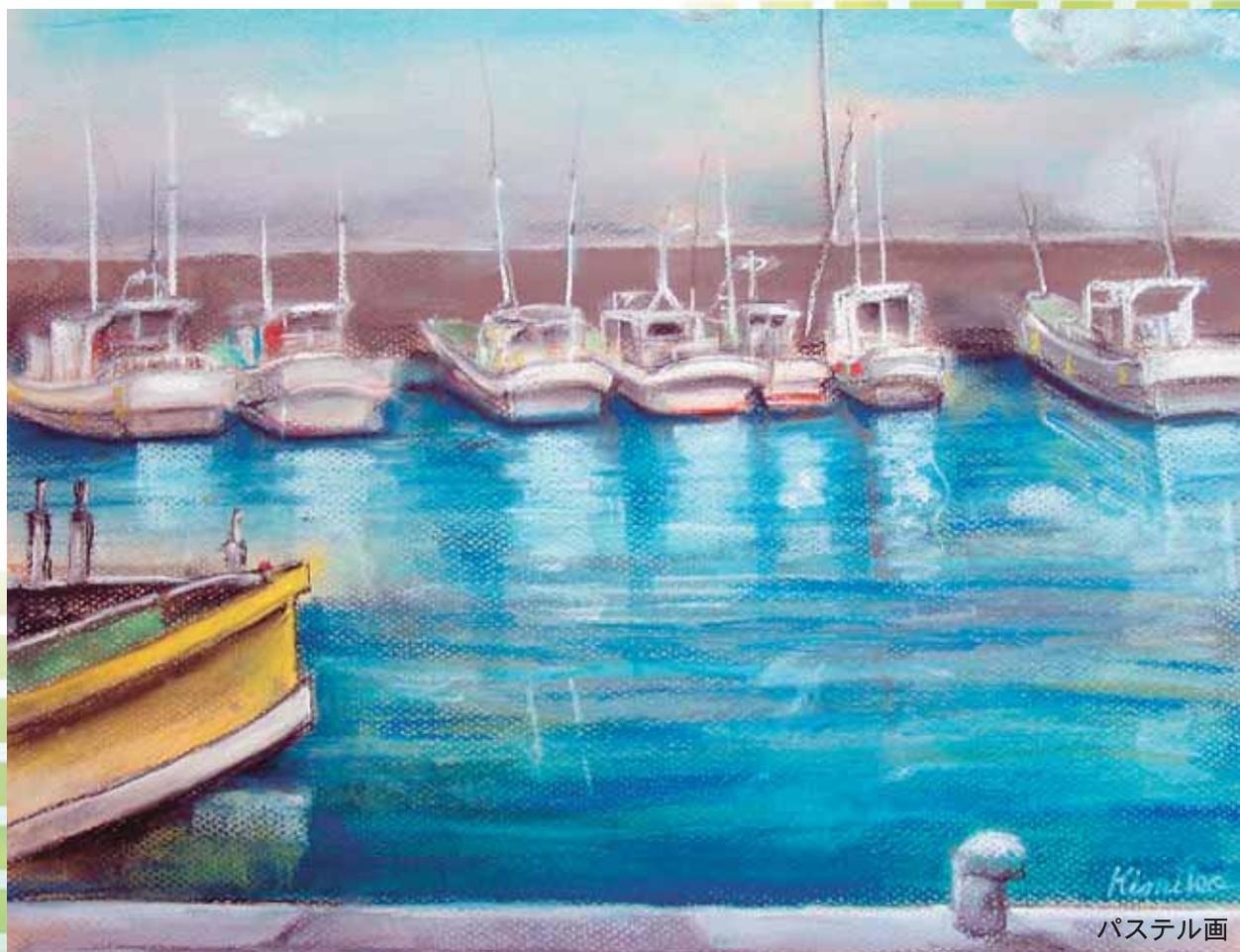


会報

2007 August

8



パステル画

「青島の風景画」

宮崎 市

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成19年8月行事予定	1
◇平成19年9月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（7月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 前払金の適正な使用等について	3
2. 経常建設共同企業体の指名競争入札参加資格審査追加申請受付について	3
3. 延岡地区建設業協会ISO認証を取得！	4
4. 建設産業新分野進出セミナー	5
5. 平成19年度（第58回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について	7
◇雇用改善コーナー	
1. 建設業に働く若者からのメッセージ	11
2. 夏には連続休暇を～ほっとWEEK～	13
◇協同組合	
1. 建設工事資金融資制度に係る貸付利率等の変更及び 宮崎市発注工事の融資手続き書類の一部改正について	14
2. 積算システム取扱のご案内	15
◇技士会	
1. 平成19年度 土木施工管理技術検定試験 1級「実地」試験受験準備講習会のご案内	16
2. 『監理技術者講習会』のご案内	17
◇建退共	
1. 建退共事務担当者研修会の開催について	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）	19
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（6月分）	19
◇建災防	
1. 重大・死亡災害の情報	20
2. 宮崎労働局からのお知らせ	20
◇火薬協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	21
2. 企業の反社会的勢力からの被害防止対策について	22
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（6月分）	23
◇税務署だより	
1. 災害にあったときの税	24
2. 「給与所得の源泉徴収票」の様式が変わりました	24
◇助建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 平成19年度前期分31,310,000円、259名に給付！！	25

平成19年8月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建防災・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水	2級土木受験準備講習会 (3日まで)		
2	木	宮崎県建設業協会青年部連合大会 (宮崎)	基金企業年金連合会九州地方協議会 宮崎部会役職員事務担当者合同研修会	
3	金	九州建設業協会第1回土木委員会 (福岡) 全国建設産業団体連合会構造改善 対策委員会(東京) 九州建設青年会議通常総会(福岡)	高所作業車運転技能講習 (5日まで清武) 建退共雇用管理者研修会(都城)	
4	土			
5	㊤	道路愛護デー		
6	月			
7	火	常務理事会 電子納品セミナー(日向)	土止め先行工法講習(木花)	
8	水	九州建設業協会第1回建築委員会 (福岡) 電子納品セミナー(都城)		火薬保安教育講習会(宮崎)
9	木	電子納品セミナー(宮崎)		火薬保安教育講習会(高鍋)
10	金	九州建設業協会第1回労務対策委 員会(福岡) 技士会技術委員会		
11	土			
12	㊤			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木		基金納入告知書発送	
17	金	1級土木学科試験合格発表	防災団体連絡協議会	
18	土		防災出張特別試験(19日まで)	
19	㊤			
20	月	建設業者研修会①(福岡)		
21	火	宮崎県建設業協会第1回建築委員会 県営繕主管部局と宮崎県建設業協会 建築委員会との意見交換会 建設業者研修会②(西臼杵) 新分野進出セミナー①(22日まで高千穂)	現場管理者統括管理講習(木花)	
22	水	建設業者研修会③(小林) 監理技術者講習	建退共雇用管理者研修会(高鍋)	
23	木	建設業者研修会④(高鍋・西都)		
24	金	第3回リーダー育成研修会座談会 建設業者研修会⑤(日南・串間)		
25	土		車両系建設機械(解体用)運転技 能講習(清武)	
26	㊤			火薬取扱・製造責任者試験(宮崎)
27	月		木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習(28日まで木花)	
28	火	全国建設業協会専務・事務局長会 議(東京) 建設業経理事務士3級特別研修 (30日まで宮崎)		
29	水		建防災本部監査 九州地区総合厚生年金基金協議会 研修会(福岡)	
30	木		建築物の鉄骨組立て等作業主任者 技能講習(31日まで木花)	火薬保安教育講習会(日向)
31	金	1級土木実地試験受験準備講習会 (1日まで)		

平成19年9月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	⑥			
3	月	建設業者研修会⑥（都城）		
4	火	建設業経理事務士4級特別研修 （5日まで宮崎） 建設業者研修会⑦（日向） 新分野進出セミナー② （5日まで都城）		
5	水	建設業者研修会⑧（宮崎・高岡）		
6	木			
7	金	2級土木実力テスト（8日まで）	不整地運搬車講習会 （9日まで清武）	
8	土			
9	⑥	1・2級建設業経理士検定試験 （宮崎）		
10	月			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（7月分）

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	経常J Vの指名競争入札参加資格審査の追加受付について	宮 崎 県	HTML
2	平成19年度建設業者研修会の開催について	宮 崎 県	HTML

【会員専用】

	項 目	所 管	形 式
1	排出ガス対策型エンジン・原動機及び黒煙浄化装置の認定について及び排出ガス対策型建設機械の指定について	国 土 交 通 省	P D F
2	低騒音型建設機械の指定について（追加）	国 土 交 通 省	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（7月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) 安 立 建 設	所在地	〒880-2103 宮崎市大字生目4676番地	〒880-2103 宮崎市大字生目4566番地4
延 岡	(有) 齊 藤 建 設	代表者	齊 藤 一 郎	川 野 泰 子

【退 会】

地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(株) シ バ ケ ン 工 業	久 野 尋 司
	(有) 山 田 産 業	山 田 和 弘
日 南	河 野 定 建 設 (有)	河 野 孝 次
都 城	日 成 東 建 設 (株)	東 太
	(株) 近 藤 組	近 藤 敏 秀
小 林	(株) 永 井 建 設	永 井 長 男
高 鍋	(株) 河 井 建 設	河 井 仁 男
高 千 穂	都 建 設 (有)	都 弘 延

県 協 会

1. 前払金の適正な使用等について

宮崎県県土整備部長

このことについては、下記のとおり、宮崎県工事請負契約約款第36条において、材料費、労務費、機械器具の賃借料等に限定されているところですが、今般、元請負人が前払金の支払を受けたにもかかわらず、倒産する例が見受けられ、下請負人等への影響が懸念されるところです。

つきましては、貴会傘下の建設業者に対しても、前払金の適正な使用について、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、西日本建設業保証株式会社に対し、前払金使途監査の強化について、要請を行っていることを申し添えます。

記

宮崎県工事請負契約約款

(前払金の使用等)

第三十六条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2. 経常建設共同企業体の指名競争入札参加資格審査追加申請受付について

宮崎県県土整備部管理課長

さて、標記について、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1 申請受付期間（平成19年10月1日認定分）

平成19年8月3日（金）から平成19年8月10日（金）まで

2 受付場所及び受付時間

受付場所：県土整備部管理課（持参に限り受け付けます。）

受付時間：午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

3 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 指名競争入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用） | 2部 |
| （1部は受付後に返却します。） | |
| (2) 希望する施工方式に対応した経常建設共同企業体協定書 | 1部 |

4 提出書類の配布

県庁ホームページからダウンロードできます。

申請書様式等について、問い合わせがあった場合には、県庁ホームページからダウンロードできる旨をお伝えいただくか、別添「手引き」及び「作成例」を貴協会にてコピーの上お渡しいただきますようお願いいたします。

5 要件等

(1) 対象となる建設工事の種類

土木一式工事、建築一式工事の2種類

(2) 経常JVの施工方式

甲型（協同施工方式）、乙型（分担施工方式）又は甲乙両方

※ 施工方式は協定書により決定しますので、希望する施工方式に対応した協定書を作成する必要があります。

(3) 構成員の組合せ、構成員数

等級格付が同一等級又は直近等級にある建設業者2又は3の組合せに限ります。

(4) 構成員の要件

ア 宮崎県から平成18・19年度の競争入札参加資格の認定を受け、かつ対象業種に係る等級格付がB級以上であること。

イ 対象業種に係る建設業許可を取得してから5年以上経過していること。

ウ 対象業種について、元請としての一定の実績又は下請けとしての相当の施工実績があること。

エ 県内に建設業法上の営業所のうち本店を有すること。

(5) 構成員の組み替えによる追加認定について

既に認定を受けている者は、追加認定の申請を行うことはできない。

※ 既に認定を受けている経常JVの組み替えは不可。（既に認定を受けている経常JVを解散した場合、及び一方の構成員が倒産したこと等による組み替えを含む。）

6 資格審査

経常JVの指名競争入札参加資格審査は、「宮崎県経常建設共同企業体取扱要領」及び「建設工事入札参加資格審査に関する要領」に基づき、各構成員の指名競争入札参加資格審査申請書を用いて行います。

担当：建設業担当 高村・宗像
内線：2919

3. 延岡地区建設業協会ISO認証を取得！

延岡地区建設業協会（古小路汎会長）は去る6月25日協会内に於いて環境マネジメントシステムISO14001を認証、取得されました。

建設業協会としての取得は珍しく、全国では2番目という輝かしいものであり、この取得の準備には協会内でワーキンググループを作り、コンサルタントに依頼することなく独自で策定したものでございます。

取得おめでとうございます。



認 証 式

『ISO14001』とは

環境関係の国際標準規格でスイスのジュネーブにある本部で、世界中のあらゆる業種が対象で1996年に制定されたものであります。

企業や団体などが、環境に与える影響を減らすための仕組みの規格で、環境改善を行うための体制や手順などを定めたものであります。

企業の審査登録により、企業は効率的な環境マネジメントシステムを実践し、規格の全ての要求事項を満たしているという証明をすることができます。

公正な外部の専門組織である審査登録機関（第三者機関）が実施審査を行い、その企業が規格に適合しているかを審査します。



審査登録証

4. 建設産業新分野進出セミナー

受講料無料！貴重な先駆者の逸話も聞けます！

【セミナー内容】

- ・対象者：新分野進出を検討している県内の建設業許可業者のうちの希望企業
- ・定員：15名程度（2日間連続で参加できる方に限らせていただきます）
- ・参加料：無料。ただし、開催地までの移動費、宿泊費は自己負担です
- ・開催数：3回（開催日程は以下のとおりです）

	日 程	場 所	申込期限
1	8月21日（火）13時～20時 ～ 8月22日（水）9時～17時 ※21日午後から開講します。	ホテル高千穂（高千穂町）	8月14日（火）
2	9月4日（火）9時30分～20時 ～ 9月5日（水）9時～17時	都城ロイヤルホテル（都城市）	8月28日（火）
3	9月19日（水）9時30分～20時 ～ 9月20日（木）9時～17時	宮崎観光ホテル（宮崎市）	9月12日（水）

主 催：（社）宮崎県建設業協会、宮崎県農業会議、宮崎県建設産業団体連合会
共 催：宮崎県農業法人経営者協会、（財）宮崎県産業支援財団

【カリキュラム概要】

(実際のセミナーでは都合により内容を変更する場合があります)

	午 前	午 後	夜 間
1 日 目	① 開校式 ② 当セミナーの目標 建設業の現状・他分野の 状況等の把握	③ 農業分野成功者等の講話、 現地視察 ④ 農業分野の最新事情の習 得	⑤ 意見交換会
2 日 目	⑥ 経営基本戦略 I ⑦ 異分野進出成功者の講話、 現地視察	⑧ 経営基本戦略 II ⑨ 行政施策概説 ⑩ 修了式	⑪ 個別相談 (希望者)

※ 8 / 21～22の高千穂地区は21日の午後から開講します。

【問い合わせ先・申込先】

〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂16500-2
財団法人宮崎県産業支援財団 創業支援課 藤井、向畑
TEL 0985-74-3850 FAX 0985-74-3950

-----切り取らずにこのままFAXにて送信してください-----

【平成19年度 建設産業新分野進出セミナー 参加申込書】

財団法人宮崎県産業支援財団 創業支援課 (担当: 藤井、向畑) 行き
FAX先 0985-74-3950

お名前		電話番号	() -
役職名		FAX番号	() -
ご住所	〒 -	メールアドレス	※携帯メールアドレスはご遠慮ください
御社名		建設業 許可内容	<input type="checkbox"/> 大臣許可 号 <input type="checkbox"/> 知事許可 号
ご希望 の日程 と会場	<input type="checkbox"/> 8 / 21～22 (高千穂町) <input type="checkbox"/> 9 / 4～5 (都城市) <input type="checkbox"/> 9 / 19～20 (宮崎市)		

※ ご記入いただいた個人情報は、セミナーでの出欠確認や受講証書作成のために利用するほか、今後農業支援財団が行う事業やアンケート調査などのご案内にも利用させていただくことがあります。また、当セミナーの主催者や共催者にも提供いたします。

5. 平成19年度（第58回）全国労働衛生週間に関する 協力依頼について

社団法人 全国建設業協会

会長 前田 靖 治

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働事務次官より、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界の自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、平成19年9月1日から9月30日までを準備期間とし、10月1日から10月7日までを本週間とする全国労働衛生週間への協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、同週間の活動にご協力いただきますよう周知方お願い申し上げます。

以 上

平成19年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第58回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,369人であり、20年前に比べると約半数まで減少したが、石綿ばく露による肺がん、中皮腫の労災認定件数が近年増加している。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成18年は49.1%に上っている。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加している。

このような状況に対処するために、改正労働安全衛生法が平成18年4月より一部経過措置を除き施行され、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策、職場におけるリスクの低減対策、化学物質の危険有害性の確実な情報伝達による適切な化学物質管理の推進等労働者の健康確保対策の充実強化が図られたところである。また、平成18年9月からは、石綿製品の製造等の全面禁止や建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策の充実など、石綿による健康障害防止対策の一層の強化が図られたところである。さらに、平成20年4月からは、労働者数50人未満の中小事業場に対しても長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施が義務づけられる。

これらの対策が事業場において着実に実施され、労働者の健康の確保、増進が図られるためには、経営トップや事業場のトップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって、衛星委員会等の場を活用するなど労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要である。また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要である。

このような観点から、本年度は、

「こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 実施者

各事業場

5 事業場の実施事項

(1) 本週間中に実施する事項

下記の事項を実施することにより、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進を図る。

- ア 労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
- イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の促進
 - (ア) 事業者による労働衛生管理に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 労働者の健康管理等に関する知識について必要な要件を備えた産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
 - (エ) 作業主任者の選任と職務の励行
 - (オ) 現場管理者の職務権限の確立
 - (カ) 労働衛生管理に関する規定の点検、整備・充実
 - (キ) 労働衛生管理に関する情報伝達ルート of 確立
 - (ク) 労働衛生関係情報の収集・整理及び周知
- イ 作業環境管理の推進
 - (ア) 有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 管理濃度等に対応した作業環境管理の推進

-
- (ウ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (エ) 粉じん作業場所等健康障害のおそれのある場所の清掃及び清潔の保持の徹底
 - (オ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
 - ウ 作業管理の推進
 - (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の調査、分析及びその結果に基づく作業方法の改善
 - (ウ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (エ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (オ) 休憩、休養設備の点検、整備・充実
 - エ 健康管理の推進
 - (ア) 健康診断の実施と健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針による就業上の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
 - オ 労働衛生教育の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険作業従事者等有害業務従事者に対する特別教育又はそれに準じた教育の実施
 - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
 - カ 危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく必要な措置（リスクアセスメント）の推進
 - キ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善
 - (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - ク 労働者の心の健康の保持管理のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 心の健康づくり計画の策定とこれに基づく実践
 - (イ) メンタルヘルスカを推進するための教育研修・情報提供
 - (ウ) 職場環境等の把握と改善
 - (エ) メンタルヘルス不調への気付きと対応
 - (オ) 職場復帰における支援
 - (カ) 自殺総合対策大綱に基づく職場における自殺対策の推進
 - ケ 紛じん障害防止対策の徹底
 - 紛じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (ア) アーク溶接作業に係る紛じん障害防止対策
 - (イ) 金属等の研ま作業に係る紛じん障害防止対策
 - (ウ) トンネル建設工事業における紛じん障害防止対策
 - (エ) 離職後の健康管理
 - コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
 - サ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
-

-
- セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ソ 化学物質の管理の推進
- (ア) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - (イ) 化学物質のばく露防止、作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
 - (ウ) 化学物質等安全データシート（MSDS）による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
 - (エ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
 - (オ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
 - (カ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施
 - (キ) 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインに基づく措置の実施
 - (ク) 化学物質による眼・皮膚障害防止のための保護具の着用等の徹底
 - (ケ) 化学設備等の改造、修理等の作業における中毒等の防止のための工事発注者と請負業者との連携等の実施
- タ 石綿障害予防対策の徹底
- (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止
 - (エ) 例外的に禁止が猶予された石綿製品の非石綿製品への代替化の推進
- チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- テ 職場における喫煙大作のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
- ト 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項に基づく適切な健康情報の取扱いの徹底
- ナ 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項に基づく適切な対応の推進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
- ヌ 労働時間等労働条件の改善等の推進
- ネ その他
- (ア) ポスター、スローガン等の掲示
 - (イ) 労働衛生提案制度等の活用及びその実践
 - (ウ) 清潔保持のための洗身、手洗い等の整備・充実
 - (エ) 労働衛生標識等の整備
 - (オ) 工場の緑化美化運動の推進
 - (カ) 家庭における健康に関する知識の普及
 - (キ) 新健康フロンティア戦略の普及
-

雇用改善コーナー

建設業に働く若者からのメッセージ

● (社) 日本建設業経営協会会長賞 優秀作



「土木技術者としての誇り」

福島県 黒羽 利彰 (26歳)
(佐藤工業㈱ 土木施工管理)

父が働く建設業は、私にとって幼い頃からとてもなじみ深いものでした。

父は自分が作った道路や橋を通るとうれしそうにその当時のことを話してくれました。父にとって建設業は誇りであり、私達の生活に欠かすことの出来ない公共施設を作る父を私はとても尊敬していました。しかし、当時の私は、帰りも遅く、休みの日も仕事に出かける父の苦勞をみて育ったため、建設業に就こうという考えはありませんでした。

そんな私が建設業に就いたきっかけは、父の突然の死でした。学生生活も終わりに近づき、いざ就職を決める時期に、一番身近な社会人の先輩である父親を亡くした私は、父が誇らしげに話してくれた建設業とはいったいどのようなものなのだろうかと興味を抱くようになりました。そしていつしか、父と同じ道である建設業に就きたいと思うようになりましたが、それまで建設業に携わるという考えがなかった私は、建設分野の専門的知識を全く備えておらず、技術者を目指すには程遠い状況でした。しかし、私は父の様な技術者になろうと決心し、父の勤

めていた会社の試験を受け、就職を認めていただいただけでなく、会社の配慮により、一年間の専門学校生活まで援助していただくことができました。

専門学校は全寮制となっており、朝から晩まで測量実習や建設部門の講義といったカリキュラムを受けることとなりました。その内容の殆どが初めて耳にするものばかりで、悪戦苦闘の毎日でした。しかし、座学よりも実習時間の比率が多く、より実践に近い状態で学ぶことが出来ました。この専門学校で過ごした一年間は、私にとって、充実したとても貴重な時間でした。

一年間のカリキュラムを終え、現場に出た私でしたが、生まれて初めて経験する現場では右も左も分かりませんでした。そして、実習と現場の違いを痛感する失敗をしてしまいました。

ある日、現場で側溝の丁張りを掛けました。しかし私の掛けた丁張りを見て、職長がやり直しを求めてきました。これでは掘削が出来ないという理由でした。職長の説明を受けて愕然としました。私の掛けた丁張りがバックホーの走行を妨げる位置に掛かっていたのです。実習で

よりよい現場しょくばで働きたい！

掛けた丁張りは、高さや位置を正確に示すだけのものでした。しかし、現場では丁張りに従って作業を行うため、作業の邪魔にならない位置に尚且つ誰が見ても分かりやすいように掛けなければならないということに気付きました。それから夜中までかかってその丁張りを掛け直したため、予定していた作業を遅らせてしまいました。私は、協力会社に迷惑をかけてしまった事への申し訳ない気持ちと、単純な事に気付かなかった自分に対する歯痒さで一杯でした。

そんな失敗や苦勞の積み重ね、初めて現場で竣工を迎えた時、検査官の方から「よく出ています」と言って頂いた時に感じた達成感と感動は今でも忘れられません。

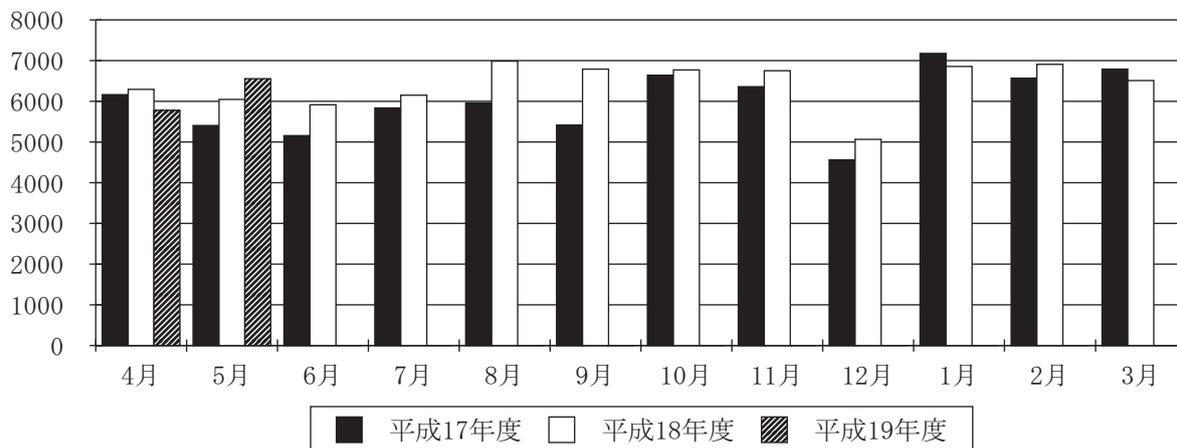
現在の私は、上司の教えである、技術者として必要な「誇り」と「謙虚さ」を常に考えながら業務を行なっています。また、昨年2級土木

施工管理技士の資格を取得し、さらに1級土木施工管理技士を目指して日々勉強に励んでいます。幼い頃、父の姿からこの仕事の苦勞は窺うことが出来ても、感動や喜びがある事までは分かりませんでした。しかし、実際に現場を完成させた時の喜びを経験した私は、この仕事に対して、父と同じように誇りを持っています。

これから先、この仕事をして行くうえで辛いことや苦しいことも沢山あると思います。しかし、様々な苦勞を乗り越えて現場を完成させた時の、あの感動と喜びを忘れなければこれからも頑張っていく自信があります。

最後に、私の夢は、いつの日か生まれて来るであろう我が子に、自分の仕事について自慢げに語ることです。かつての父が私にそうしてくれていた様に…。

新規求人数の推移（パートタイムを含む、原数値）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年度	6,161	5,403	5,157	5,839	5,959	5,418	6,641	6,357	4,559	7,177	6,569	6,792
平成18年度	6,294	6,046	5,917	6,147	6,985	6,793	6,769	6,752	5,063	6,854	6,908	6,512
平成19年度	5,775	6,553										

よりよい現場しょくばで働きたい！

2. 夏には連続休暇を ～ほっとWEEK～

いい暮らし。いいシゴト。 夏の連続休暇で、再発見。

ゆっくり休むこと。それは、心身をリフレッシュさせたり、
家族とふれあう大切さを、改めて実感させてくれます。
また、職場から少し離れてくつろぐうちに、忙しさの中で
気づかなかったシゴトの部分も、きっと見えてきます。
あなたにとって本当に大切なものを見失わないために。
交代で休暇をとるなど、年次有給休暇[※]を上手に活用した
「ほっとWEEK」を取り入れて、今年こそたっぷりの
夏休みはどうですか。

※パートタイム労働者にも勤務日数に応じて比例付与されます。

「ほっとWEEK」の 平均日数

8.2日 調査計
9.4日 製造業
7.0日 非製造業

- 10日以上「ほっとWEEK」を実施する会社の割合は27.7%となっています。
- 1週間以上の「ほっとWEEK」を実施する会社の割合は66.2%となっています。

「ほっとWEEK」を 実施する会社

92.9% 調査計
96.6% 製造業
89.3% 非製造業

年次有給休暇を 計画的に 「ほっとWEEK」に 組み込んでいる会社

28.6% 調査計
31.6% 製造業
25.4% 非製造業

※データ：「夏季における連続休暇の実施予定状況について」（厚生労働省調査・平成19年6月）

協 同 組 合

1. 建設工事資金融資制度に係る貸付利率等の変更及び宮崎市発注工事の融資手続き書類の一部改正について

平素は、当協同組合の業務運営につきまして格別のご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のように昨年来の日銀の公定歩合の引き上げに伴い、各金融機関が貸し出しレートを引き上げておりますが、本融資制度につきましても若干の引き上げをせざるを得ない状況となり、7月23日付で下記の通り変更いたしましたのでお知らせ致します。

業界が厳しい状況の折、誠に恐縮に存じますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

また、宮崎市発注工事をご利用になる際の融資手続き書類の一部が市のご協力により、下記の通り改正されましたので併せてお知らせ致します。

今回の改正によりまして、利用しやすくなりましたので、より一層のご活用をお願い申し上げます。

1. 貸付利率、事務手数料の変更

区 分	変 更 前	変 更 後
貸付利率	年2.3～2.5%	年2.5～3.0%
事務手数料	0.1%	0.07～0.15%

※貸付金額により異なりますので、詳しいことはお問い合わせ下さい。

2. 宮崎市発注工事の融資手続き書類の一部改正

工事出来高証明書を宮崎市担当課で交付して頂けることになりましたので、県発注工事と同じように保証人が不要となりました。手続きの際は、工事出来高確認申請書（所定の書式）を担当課に申請し、出来高確認書の交付を受け、借入申込書に添付してご提出下さい。

※工事出来高確認申請書の用紙は、貴所属地区協会若しくは当協同組合にあります。

詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

宮崎県建設事業協同組合

宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館 2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

2. 積算システム取扱のご案内

当協同組合におけるシステム取扱い商品は、厳選した信頼おけるメーカーのみの取扱い商品となっており、メーカーとは直接の取引契約をおこなっております。導入後のサポートは、メーカー直にて行い、万全の体制・対応をいたしております。

当協同組合ならではの、安価販売でご案内・ご提供をいたしております。

取扱いシステム商品

☆吉備システム株式会社『スーパー積算メビウスV』

- 国土交通省・農林水産省・県・市町村に対応
- ユニットプライスに対応済で標準単価とユニットプライスでの切替機能で作成可能
- 総合評価落札方式シュミレーション機能
- 外部データ取込機能（Excel、CSV、Text、PDFファイル等）
- 低入札価格調査シミュレーション

☆システム標準セット

- 一般土木、森林整備、土地改良（農政）、公園、上・下水道開削

オプションシステム

- LANパック
- トンネル・橋梁システム
- 下水道推進システム
- 港湾土木システム
- 道路公団システム
- 実行予算システム

サポート

- 歩掛け変更……………年1回
- 単価変更……………国・県変更都度（年4回程度）
- 指導回数……………無償、回数限定なし
- 障害対応……………無償、回数限定なし
- ソフトインストール……………無償、回数限定なし

お問合せ 宮崎県建設事業協同組合 担当 坂元
宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館2F
TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599
URL: <http://www.mk-net.or.jp> E-Mail: info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 平成19年度 土木施工管理技術検定試験 1級「実地」試験受験準備講習会のご案内

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にあります。今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

つきましては、1級土木施工管理技士の資格取得を目指す皆様と共に学習をいたしたいと思ひ、次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 程	平成19年8月31日（金）～9月1日（土）2日間
時 間	9：00～17：00
場 所	宮崎県建設会館 （宮崎市）
実地試験	平成19年10月7日（日）（福岡市）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

* 19年度及び18年度の学科試験合格者が対象です。

1級の学科試験に合格された方は、今度は更に「実地」の試験に合格されないと1級の資格がもらえません。折角今回学科に合格されましたので、この機会を逃さないように、是非合格をしていただきたい。

古いルールと伝統的なやり方を利用しているうちは新しい道は見いだせない

2. 『監理技術者講習会』のご案内

《建設業法に基づく監理技術者講習》の19年度の講習会は下記のとおり残り「3回」計画致しております。自分の都合のいい日に受講をしてください。

土木施工管理技士会（国土交通大臣登録番号-5）が実施する講習

日 程	会 場
平成19年8月22日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」 宮崎市学園木花台
平成19年11月28日（水）	〃 〃
平成20年2月9日（土）	〃 〃

1. 受講対象者 公共工事の「監理技術者」となる方
- ①土木施工管理 ②建築施工管理 ③造園施工管理
④管工事施工管理 ⑤電気工事施工管理 ⑥建設機械施工管理
- 以上の管理者は「監理技術者」になる方です。

2. 受講料 10,800円（テキスト・講習修了証交付手数料・消費税）

※ インターネット（<http://www.ejcm.jp>）申込みなら受講料10,500円

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

古いルールと伝統的なやり方を利用しているうちは新しい道は見いだせない

建退共

1. 建退共事務担当者研修会の開催について

6月26日（火）に、小林地区の事務担当者研修会を、小林地区建設業協会会議室で実施しました。



小林説明会

研修は、

- ・ 建退共の制度
- ・ 共済証紙購入の考え方
- ・ 共済手帳受払簿・共済証紙受払簿の記入方法
- ・ 加入・履行証明書発行に必要な書類
- ・ 建退共の手続きについて（よくある質問等）

について勉強しました。

※ 建退共としては、特に次の点をお願いしました。

- 証紙の購入は、公共工事を受注したときだけではなく、民間工事のときも必要に応じて随時購入し、賃金を支払う都度（少なくとも月1回）、その労働者を雇用した日数分の「共済証紙」を「共済手帳」に貼り、消印してください。
- 加入履行証明書は、共済証紙の受払い簿の正確な記載（雇用した日数分の確実な共済証紙の貼付）、手帳の更新が適正（少なくとも2年間に1回の更新）でなければ発行できません。
- 元請の方は、建退共に加入していない下請の方には、加入するよう勧奨していただくとともに、証紙を購入してその現物を、下請の延べ労働者に応じて交付することになっております。

本年度は、今後、延岡地区（9月）、宮崎地区（10月）、都城地区（11月）の研修を予定しておりますので、多数の参加をお願い致します。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分		月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (5月分)
	共 済 契約者数	被共済者数			冊	件	
5月末計	社 3,510	名 48,588	前年度累計	344,311	35,200	19,041,631	108,905,966
加 入	10	157	当 月 分	939	271	210,130	41,967
脱 退	5	304	本 年 度 分	2,930	729	585,503	79,318
6月末計	3,515	48,441	累 計	347,241	35,929	19,627,134	108,985,284

注：掛金収納額は19.5月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（6月分）

1. 適 用

(平成19年6月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
414社	4,701人	804人	5,505人

2. 給 付

裁定状況

(平成19年6月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	10	4,785,600	27	12,193,500
第2種退職年金	22	3,456,400	50	8,680,100
選択一時金	26	15,315,700	35	20,395,500
脱退一時金	59	13,378,000	100	21,021,900
遺族一時金	0	0	3	841,600

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成19年6月末現在)

信託資産	19,887,893,756 円
合 計	19,887,893,756 円

注：時価である

建 災 防

1. 重大・死亡災害の情報

発生日時	発生場所	死傷者	事故の種類	発生状況
①平成19年7月2日 8時50分頃	諸塚村	男2名 (死亡1)	飛来、落下	道路災害復旧工事現場において、コンクリート吹付け法面のアンカー設置工事が終了したので足場の解体作業を4名で行っていた。被災者は足場の下部で、同僚は足場の上部でそれぞれ足場の解体作業を行っていたところ、他の業者が施工している隣接した現場（ブロックを積み上げた擁護壁の設置工事）に仮置されていたコンクリートブロック（1.5メートル×1.5メートルの800キログラム）が落下しかかったので上部にいた同僚が止めようとしたがコンクリートブロックは2.7メートル上部から落下し、被災者を直撃した。なお、コンクリートブロックを止めようとした同僚も転落して負傷した。

2. 宮崎労働局からのお知らせ

労働保険料を分割納付されている事業主の皆様へ！

第2期分の保険料の納付期限は8月31日となっております。

納付書がお手元に届きましたら、日本銀行代理店、又は郵便局でお早めの納付をお願いします。

労働保険料の納付も含めまして、労働保険に関してお尋ねになりたいことがありましたら、何でも結構ですので下記までご連絡下さい。

宮崎労働局 労働保険徴収室
(電話0985-38-8822)

火 薬 協 会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

8月26日（日）宮崎市学園木花台・宮崎大学において実施する平成19年度火薬類取扱保安責任者甲種・乙種及び丙種製造試験の願書受付状況は次のとおりでした。

受験者全員の合格をお祈りいたします。

試験勉強で判らないことがあるときは遠慮なく問合せください。

火薬学 0982—35—0460（吉田敏行先生）

法令 0985—26—7065（越智先生・県）

協会 0985—25—4678（火薬保安協会）

職種 \ 種別	取扱責任者甲種	取扱責任者乙種	取扱責任者丙種	計
建設関係	30名	10名	0名	40名
砕石関係	15名	3名	0名	18名
製造関係	6名	1名	0名	7名
販売関係	1名	0名	0名	1名
煙火関係	0名	1名	2名	3名
公務員関係	1名	2名	0名	3名
学生関係	1名	0名	0名	1名
自営関係	0名	0名	0名	0名
その他関係	26名	0名	0名	26名
合計	80名	17名	2名	99名

受験者の皆さんへ

- ・ 試験会場は宮崎大学の講義室を使用して試験を実施します。
- ・ 試験中は電卓等の計算機類は使用禁止です。
- ・ 試験会場では携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- ・ 大学の設備や備品、学生の品物等に触れたり、使用したりしないでください。
- ・ 校内では灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- ・ 試験場への連絡は、試験事務局携帯電話は 090—5724—7127 です。
- ・ 宮崎大学からの取次ぎは絶対にいたしません。

火薬事故 無理から 不備から 油断から

2. 企業の反社会的勢力からの被害防止対策について

近年、暴力団は、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会活動を標ぼうしたりするなどして、更なる不透明化を進展させており、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じた資金獲得活動に巧妙化させてきております。

今日では、多くの企業が企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであるが、暴力団関係企業等と知らずに結果的に取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを一層推進する必要があります。

半社会的勢力を排除していくことは、このような団体の資金源に打撃を与えることに重要な意義があるといえます。

さらに、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものに乗っ取ろうとしたりするなど、従業員や株主を含めた企業に多大な被害を生じさせるものであることから、これらの反社会的勢力との関係を遮断することは、企業防衛の観点からも必要不可欠であります。

このような観点から、反社会的勢力からの被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応が取りまとめられて指針として示されたものであります。

1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原理

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係の遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

2 基本原則に基づく対応

(1) 反社会的勢力による被害防止のための基本的な考え方

- 担当者任せにせず、組織全体として対応する。
- 従業員の安全確保
- 平素から警察や暴力追放センター、弁護士等の専門機関と緊密な連携を構築しておく。
- 不当要求は断固拒絶する。
- 不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対応を行う。
- 従業員の不祥事であっても、事案隠ぺいの裏取は絶対に行わない。
- 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

3 有事の対応（不当要求への対応）

- 反社会的勢力による不当要求があった場合には、組織に報告をあげ、対応策を講じること。
- 積極的に、外部専門機関に相談し対応する。
- 被害が生じたときは、泣き寝入りすることなく警察へ届を提出する。
- 事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合は、不祥事を担当する部署が速やかに調査し、調査の結果、指摘が虚偽であると判明したときは、その旨を理由に要求を拒絶する。また、真実であると判明したときでも、要求は拒絶し、不祥事案の問題については、当該事案の開示や再発防止策の徹底等により対応する。
- 反社会的勢力への資金提供は、その後資金提供したという弱みに付け込まれ、更なる不当な要求につながり、被害拡大を招くこととなることから絶対に応じない。

保安教育 事故事例 活かして無くそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成19年度	342	▲7.8%	9,904	▲31.6%	785	▲15.6%	28,311	▲22.0%
平成18年度	371	9.4%	14,484	44.0%	930	22.0%	36,296	20.3%
平成17年度	339	▲10.8%	10,057	▲24.5%	762	▲3.7%	30,170	▲20.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	33	2,151	▲24.0%	21.7%	61	4,661	▲28.6%	16.5%
独立行政法人等	6	2,220	▲35.2%	22.4%	18	6,207	▲9.1%	21.9%
県	103	2,206	▲31.2%	22.3%	250	6,956	▲47.7%	24.6%
市 町 村	199	3,310	▲33.5%	33.4%	443	10,089	6.1%	35.6%
そ の 他	1	16	▲62.7%	0.2%	13	396	238.8%	1.4%
計	342	9,904	▲31.6%	100.0%	785	28,311	▲22.0%	100.0%

III. 地区別の状況

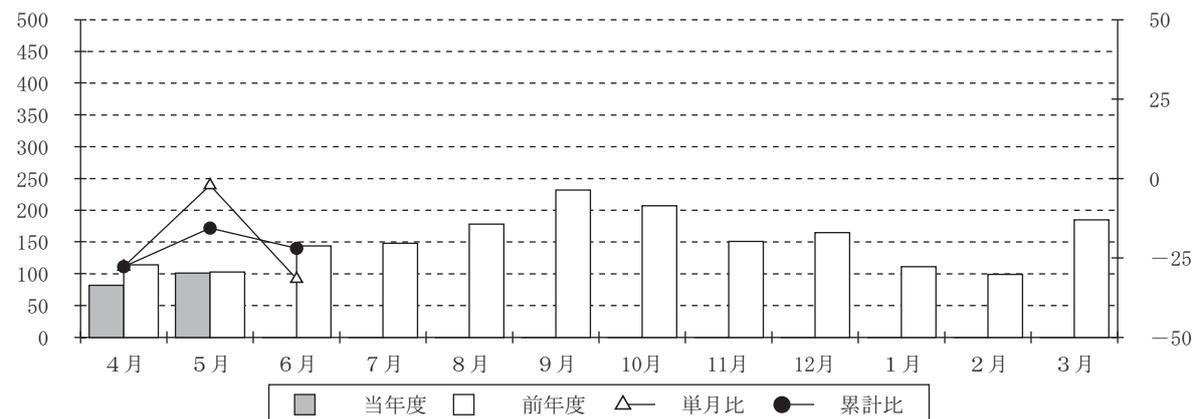
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	70	1,616	▲29.1%	16.3%	170	4,995	▲9.8%	17.6%
高 岡	16	355	11.9%	3.6%	39	896	37.0%	3.2%
西 都	12	165	▲77.0%	1.7%	29	818	▲47.4%	2.9%
高 鍋	19	1,393	▲55.5%	14.1%	26	2,887	▲40.0%	10.2%
日 南	33	414	▲37.0%	4.2%	55	729	▲48.1%	2.6%
串 間	10	163	17.3%	1.6%	49	694	132.9%	2.4%
都 城	74	2,040	69.5%	20.6%	116	5,948	73.1%	21.0%
小 林	26	425	▲65.2%	4.3%	67	1,590	▲33.6%	5.6%
日 向	37	2,512	▲0.2%	25.4%	127	6,062	▲32.0%	21.4%
延 岡	33	714	▲59.4%	7.2%	85	3,129	▲28.2%	11.1%
西 臼 杵	12	102	▲80.7%	1.0%	22	558	▲80.9%	2.0%
計	342	9,904	▲31.6%	100.0%	785	28,311	▲22.0%	100.0%

(億円)

<月別請負金額（前払保証分）>

(%)



税務署だより

1. 災害にあったときの税

地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けられた方には、次のとおり、納税の期限を延長したり、税負担を軽減する方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書は無料で発行しております。詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

【申告などの期限の延長】

災害などの理由により、期限までに申告や納付ができないときは、税務署長に期限の延長を申請し、承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で期限を延長することができます。

【納税の猶予】

災害により損害を受けたため税金を納期限までに納めることができない方は、前述の納期限の延長のほかに、一定の要件の下で納税の猶予を受けられる場合があります（災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。）。

【所得税の軽減・免除】

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、一定要件の下、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除による方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

2. 「給与所得の源泉徴収票」の様式が変わりました

平成18年度の税制改正等により、「平成19年分の給与所得の源泉徴収票」の様式が変わりました。改正等による変更箇所は次のとおりです。

- ① 損害保険料控除の改組による地震保険料控除の創設
- ② 定率減税の廃止
- ③ 「住宅借入金等特別控除可能額」の適用欄への記載

なお、新様式につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。

◎ 国税庁ホームページのアドレス

【<http://www.nta.go.jp>】

宮崎税務署（電話 0985-29-2151）

宮崎税務相談室（電話 0985-24-9380）

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

平成19年度前期分31,310,000円、259名に給付!!

《前期分259名に給付》

共済団は6月25日、平成19年度の育英奨学金の前期分（平成19年4月～9月まで）として要保育児20名、小学生68名、中学生43名、高校生72名、大学生56名の計259名に対し31,310,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は5,450人、累計給付額は9億527万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・要保育児……月額	12,000円	年額	144,000円
・小学生……月額	12,000円	年額	144,000円
・中学生……月額	16,000円	年額	192,000円
・高校生……月額	18,000円	年額	216,000円
・大学生等……月額	39,000円	年額	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>